



チャイナタックスアラート
(中国税務速報)

第13回 2013年6月

中国増值税試行改革の全国的な拡大に関する新規定 (2013年8月1日施行)

背景

2013年5月24日、財政部及び国家稅務總局は共同で、中国増值税試行改革の全国的な拡大を実施する新規定(財税[2013]37号(以下、「37号文」))を公布しました。この新規定は2013年8月1日より施行されます。

37号文は、交通運輸業及び現代サービス業に係る増值税試行改革を全国に拡大するための第一段階のアナウンスメントとなります。また今後、増值税試行改革が実施されていない業種(郵便電気通信サービス業、建築業、不動産業、金融サービス業、保険サービス業、娯楽業等)についても、その移行が注目されます。これらの業界は、2015年以降に増值税へ移行することが予想されます。

KPMGの考察

37号文は、従来までのいくつかの通達を統合し、増值税試行改革の解釈を整理し、さらにその実施についていくつかの修正をしようとするものです。

2013年8月1日以降に施行される37号文では、以下の通達を廃止することを規定しています。

- 財税[2011]111号—増值税試行改革の第一段階としての主要な導入規定
- 財税[2011]131号—役務の輸出についてゼロ税率又は免税についての基準を含む通達
- 財税[2011]133号—若干の税収政策問題の明確化を含む通達
- 財税[2012]53号—若干の税収政策問題の修正及び明確化を含む通達
- 財税[2012]71号—北京市及びその他の市・省への試行改革の拡大規定
- 財税[2012]86号—課税対象サービスの範囲等、若干の税収政策問題の明確化を含む通達
- 財税[2013]16号第3条16項及び18項—営業税に関連する通達

37号文の大部分は修正ではなく、単に上記通達を統合したものとなります。そのため、これまでの規定については割愛して、詳細については[チャイナアラート 2011年11月第40回](#)をご参照ください。

ラジオ、映画、テレビ業界への拡大

37号文における増税試行改革の対象サービスの範囲には、2013年8月1日より、ラジオ、映画及びテレビサービスが含まれることとなりました（その他の対象サービスの範囲についてはこれまでの通達から変更はありません。）。これは、2013年4月10日に中国国務院から既に公表されていたものとなります。

37号文では、ラジオ、映画及びテレビサービスへの適用税率は6%とされています。適用されるサービスは、ラジオ、映画及びテレビサービスに関連する、制作、配給及び放映サービスが含まれています。

制作サービスの定義は、非常に幅広く、編集、撮影、録音、オーディオやビデオのテキスト画像素材制作、シーンレイアウト、投稿、翻訳、字幕、タイトル、エンディングクレジット、予告編、制作、特殊効果、フィルムの修復及び目録などのラジオ、映画及びテレビ業界における多くの裏方作業を含んでいます。同様に、配給サービスは、買取方式、手数料方式、代理店方式及びその他の転送する方式や、放映権の取扱いなど、分割した供給を含んでいます。放映サービスは、映画、劇場、ラジオ、テレビ、衛星、インターネット及びその他の有線・無線装置のような様々な媒体を通しての放映を含んでいます。

また37号文では、中国国外にラジオ、映画及びテレビプログラムの放送及び配給、並びに国外会社への制作については、増税は免税とされています。

37号文で変更となった納税者に対して有利な政策

これまでの通達を明確化した37号文には、納税者にとって有利となる新規定があります。主なものは以下のとおりです。

- 自動車、バイク、自転車及びヨットを自社利用する納税者は、取得価格にかかる仕入增值税額を控除することができます。従来は、その取得価格は、通達111号文により仕入增值税額として控除することができませんでした。この変更は、納税者にとって有利なものとなります。その変更理由を政策上の観点から理解することは難しいと考えます。従来の方針は、政府の収入を保護し、その取得が私用か商用かの区別に対する恣意性の介入や不透明性を回避するために、これを仕入增值税として全額控除させないとするものでした。この変更は好ましいことですが、以前の方針からの変更理由や、乱用防止のためにどのような措置が導入されるのかを理解することは難しいところです。また、実際の使用の有無に関係なく、これらの物品に係る仕入增值税額を（固定資産と同様に）全額控除することができるかどうかや、配分が必要かどうかについては（その場合の証明方法を含めて）明らかとなっています。
- 中国人民銀行、商務部又は中国銀行業監督管理委員会からの承認を経てファイナンスリースに従事する増税試行改革に係る納税者が（増税試行改革導入以降に）有形動産ファイナンスリースサービスを提供する場合、貸手は、納付すべき增值税額の計算上、その売上金額から一定の費用を控除することを認めています。37号文には、借入利息（人民元借入及び外貨借入を含む）、関税、輸入消費税、据付費用及び保険料が控除できる項目として掲げられています。これは、貸手の実際の税負担が3%を超える場合に還付する制度と関連するもので、多くの納税者にとって改革による税負担増加の影響を緩和するものとなっています。
- ゼロ税率及び免税の両方の適用があるサービスを提供する納税者は、ゼロ税率を適用することとなります。また、ゼロ税率又は免税の適用があるサービスを提供する納税者は、その権利を自ら放棄し、免税の適用又は增值税を納税することを選択することができます。一旦選択した場合、その方法は3年間継続しなければなりません。実務上、仕入增值税額控除できる効果と対比して、納税者にとってその申請が煩雑である場合は、このゼロ税率の放棄は、有益なものとなります。
- ゼロ税率のサービスを提供する外国貿易会社は、免税・還付方式を利用することができます。コンプライアンスコストの負担を軽減することができます。

37号文で導入された重要な変更点

増增值税試行改革が全国的に実施されることに伴い、試行都市の納税者が試行都市以外の納税者にサービスを提供する場合(逆の場合を含む)に関するいくつかの規定は不要となりました。実際、37号文では、売上増增值税から特定の費用を控除する経過措置(差額徴収方式)を削除しました。これらの費用は、営業税の算定時は控除が可能でしたが、役務提供者が増增值税試行都市に所在しない、あるいはその費用に未だに営業税が課されている等の原因で、仕入増增值税として控除ができませんでした。

増增值税試行改革の全国拡大は、ある都市では増增值税が適用され、ある都市では営業税が適用されているような問題を緩和します。中国における増增值税改革が完了すれば、いくつかの複雑、かつ、不公平な状況は取り除かれることとなります。

37号文によって削除された主な規定(具体的な理由は不明)

これまでの通達の廃止及び37号文の導入による影響が表面化するのには、もう少し時間を要するものと思われます。しかし、明らかに意図して変更されたものを除き、37号文から削除された規定として、中国と二国間運輸条約を締結していない国と地域の単位又は個人によって国際運輸サービスが提供された場合に適用される増增值税の徴収率を3%とする制度があります。この増增值税の徴収率である3%は、財税[2012]53号で導入されました。37号文によって削除されています。

53号文の廃止、及びこの内容が欠落した状態で公布された37号文の規定は、2013年8月1日から施行され、国際運輸サービスについては、以下の取扱いとなります。

- 37号文の規定により、中国では、通常、そのサービスを増增值税ゼロ税率又は免税で提供できます(これまで131号文に規定されています)。
- 二国間運輸条約を締結している外国については、通常、二国間条約に基づき増增值税が免除されます。
- 二国間運輸条約を締結していない外国については、11%の増增值税が源泉徴収されます。

この規定は、条約を締結していない諸外国にある国際運輸業者にとって、商業上、相当に不利な内容となります。例えば、デンマークの運送会社によって提供されるサービスは、条約締結国であることから、増增值税は徴収されません。しかし、スイスの運送会社によって提供されるサービスは、条約を締結していないことから、今後は11%の増增值税が徴収されることになります。

3%から11%への増增值税徴収税率の変更は、財政部及び国家税務総局において意図的な方針決定があつたかどうかは明らかではありません。そのため、これは単なるミスであり、すぐに修正されるのではないかという希望がもたれています。さらに、国際運輸業界にとっての間接的な影響は、37号文によって差額徴収方式が削除されたことが挙げられます。例えば、運送代理業者は、差額徴収方式により、国際運輸業者に支払った費用は、たとえ増增值税が課税されていなかつたとしても、売上増增值税額から控除することが認められていました。これは、サービス提供者がゼロ税率又は免税の適用を受ける中国の会社であることや、二国間運輸条約により免税となるからです。

差額徴収方式の排除により、運送代理業者は増增值税額の計算上、国際運輸業者に支払った費用を控除することができません。運送代理業者は中国の顧客に対してこれらの費用を請求する際に、国際運輸サービスに対して6%の増增值税を適用するということになります。

実際、国際運輸費用に適用される増增值税の優遇の恩恵は、サプライチェーンを通しません。優遇措置の適用の達成を確保するために、国際運輸費用は、増增值税の計算上、運送代理業者の収入の一部から控除するようにして、この問題を修正する必要があります。

今後の展開が期待される主な事項

37号文は、今までの不明確だった事項をいくつか明確にしようとするものですが、すべての不明確事項が解決されたわけではありません。実際、以下の3つの事項については、更なる明確化が必要とされています。

- 現在、役務の輸出について増税を免税とする規定について、矛盾した取扱いが生じており、ゼロ税率が適用されるサービスとは異なり、全国的な取扱いに関する規定がない状態です。海外からの役務の輸入を合法的に行おうとする納税者が各市や各省に増税申告書を提出しようとする場合、実施細則の形で全国的なインストラクションがない状態では、税務当局は進んで行動しないという状況となっています。たとえ増税免税の要求を各市や各省が認めたとしても、それは納税者の自己評価ベースで認められただけであり、税務調査の段階で潜在的なリスクが明らかになることになります。全国的に明確な実施細則は、税務当局に一貫性を持たせるものとなります。また、要件を充足するための必要な資料を納税者が理解することができ、さらに過去にさかのぼって還付することを支援するものとなります。増税試行改革が(上海市にて)最初に施行されてから約18ヶ月経過するため、早急な公表が望まれます。
- 現時点では、財税[2012]84号によって規定された支店をグルーピングする制度について、納税者は財務部や国家税務総局からの承認を求めることができます。この取扱いは、財税[2013]9号によって航空業界に限定されています。2013年8月1日から施行される増税の全国的な拡大により、多くの事業がグルーピングから除外されているような障害を取り除くべきです。
- 増税試行改革の規定には、増税が課税される対象サービスの詳細な定義が掲げられています。KPMGは、同じサービスの状況でも異なる税務機関で異なる解釈(ある機関では増税試行改革の対象となるサービスを狭く解釈し、ある機関ではより広く解釈する)がされている例をいくつか確認しています。例えば、ファンドや資金管理サービス、専門的なトレーニングサービス、販売手数料サービスなどが挙げられます。現状、営業税納税者に該当する多くの事業についても、今後、そのすべてが増税の対象となる時に、同様の問題が発生するでしょう。

その他の情報

増税試行改革を実施するために考慮すべき手続きについては、[チャイナアラート 2012年7月第16回](#)をご参照ください。

KPMGが増税試行改革の実施について提供する具体的なサービスは、「[増税改革サービス](#)」のパンフレットをご覧ください。当資料は日本語がないため、このリンクは英語版へのリンクとなります。

Khoonming Ho Partner in Charge, Tax China and Hong Kong SAR Tel. +86 (10) 8508 7082 khoonming.ho@kpmg.com	Northern China David Ling Partner in Charge, Tax Northern China Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Central China Lewis Lu Partner in Charge, Tax Central China Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	Ho Yin Leung Tel. +86 (21) 2212 3358 hojin.leung@kpmg.com	Charles Kinsley Tel. +852 2826 8070 charles.kinsley@kpmg.com
Beijing/Shenyang David Ling Partner in Charge, Tax Northern China Tel. +86 (10) 8508 7083 david.ling@kpmg.com	Vaughn Barber Tel. +86 (10) 8508 7071 vaughn.barber@kpmg.com	Anthony Chau Tel. +86 (21) 2212 3206 +86 (28) 8673 3916 anthony.chau@kpmg.com	Henry Ngai Tel. +86 (21) 2212 3411 henry.ngai@kpmg.com	John Kondos Tel. +852 2685 7457 john.kondos@kpmg.com
Qingdao Vincent Pang Tel. +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Roger Di Tel. +86 (10) 8508 7512 roger.di@kpmg.com	Cheng Chi Tel. +86 (21) 2212 3433 cheng.chi@kpmg.com	Amy Rao Tel. +86 (21) 2212 3208 amy.rao@kpmg.com	Alice Leung Tel. +852 2143 8711 alice.leung@kpmg.com
Shanghai/Nanjing Lewis Lu Partner in Charge, Tax Central China Tel. +86 (21) 2212 3421 lewis.lu@kpmg.com	Kevin Lee Tel. +86 (10) 8508 7536 kevin.lee@kpmg.com	Lily Kang Tel. +86 (21) 2212 3359 lily.kang@kpmg.com	Sam Fan Tel. +86 (755) 2547 1071 sam.kh.fan@kpmg.com	Curtis Ng Tel. +852 2143 8709 curtis.ng@kpmg.com
Hangzhou Martin Ng Tel. +86 (571) 2803 8081 martin.ng@kpmg.com	Paul Ma Tel. +86 (10) 8508 7076 paul.ma@kpmg.com	Sunny Leung Tel. +86 (21) 2212 3488 sunny.leung@kpmg.com	Angie Ho Tel. +86 (755) 2547 1276 angie.ho@kpmg.com	Kari Pahlman Tel. +852 2143 8777 kari.pahlman@kpmg.com
Chengdu Anthony Chau Tel. +86 (28) 8673 3916 anthony.chau@kpmg.com	Vincent Pang Tel. +86 (10) 8508 7516 +86 (532) 8907 1728 vincent.pang@kpmg.com	Christopher Mak Tel. +86 (21) 2212 3409 christopher.mak@kpmg.com	Jean Jin Li Tel. +86 (755) 2547 1128 Tel. +86 (592) 2150 888 jean.j.li@kpmg.com	John Timpany Tel. +852 2143 8790 john.timpany@kpmg.com
Guangzhou Lilly Li Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	Jessica Xie Tel. +86 (10) 8508 7540 jessica.xie@kpmg.com	Yasuhiko Otani Tel. +86 (21) 2212 3360 yasuhiko.otani@kpmg.com	Lilly Li Tel. +86 (20) 3813 8999 lilly.li@kpmg.com	Wade Wagatsuma Tel. +852 2685 7806 wade.wagatsuma@kpmg.com
Fuzhou/Xiamen Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Irene Yan Tel. +86 (10) 8508 7508 irene.yan@kpmg.com	John Wang Tel. +86 (21) 2212 3438 john.wang@kpmg.com	Kelly Liao Tel. +86 (20) 3813 8668 kelly.liao@kpmg.com	Lachlan Wolfers Tel. +852 2685 7791 lachlan.wolfers@kpmg.com
Shenzhen Eileen Sun Partner in Charge, Tax Southern China Tel. +86 (755) 2547 1188 eileen.gh.sun@kpmg.com	Leonard Zhang Tel. +86 (10) 8508 7511 leonard.zhang@kpmg.com	Jennifer Weng Tel. +86 (21) 2212 3431 jennifer.weng@kpmg.com	Maria Mei Tel. +86 (592) 2150 807 maria.mei@kpmg.com	Jennifer Wong Tel. +852 2978 8288 jennifer.wong@kpmg.com
Hong Kong Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com	Tracy Zhang Tel. +86 (10) 8508 7509 tracy.h.zhang@kpmg.com	Grace Xie Tel. +86 (21) 2212 3422 grace.xie@kpmg.com	Michelle Sun Tel. +86 (20) 3813 8615 michelle.sun@kpmg.com	Christopher Xing Tel. +852 2978 8965 christopher.xing@kpmg.com
	Abe Zhao Tel. +86 (10) 8508 7096 abe.zhao@kpmg.com	Bruce Xu Tel. +86 (21) 2212 3396 bruce.xu@kpmg.com	Bin Yang Tel. +86 (20) 3813 8605 bin.yang@kpmg.com	Karmen Yeung Tel. +852 2143 8753 karmen.yeung@kpmg.com
	Catherine Zhao Tel. +86 (10) 8508 7515 catherine.zhao@kpmg.com	Zichong Xu Tel. +86 (21) 2212 3404 zichong.xu@kpmg.com	Hong Kong Ayesha M. Lau Partner in Charge, Tax Hong Kong SAR Tel. +852 2826 7165 ayesha.lau@kpmg.com	Rebecca Chin Tel. +852 2978 8987 rebecca.chin@kpmg.com
	Eric Zhou Tel. +86 (10) 8508 7610 ec.zhou@kpmg.com	William Zhang Tel. +86 (21) 2212 3415 william.zhang@kpmg.com	Chris Abbiss Tel. +852 2826 7226 chris.abbiss@kpmg.com	Kate Lai Tel. +852 2978 8942 kate.lai@kpmg.com
	David Chamberlain Tel. +86 (10) 8508 7056 david.chamberlain@kpmg.com	Michelle Zhou Tel. +86 (21) 2212 3458 michelle.b.zhou@kpmg.com	Darren Bowdern Tel. +852 2826 7166 darren.bowdern@kpmg.com	Alex Lau Tel. +852 2143 8597 alex.lau@kpmg.com
	Tony Feng Tel. +86 (10) 8508 7531 tony.feng@kpmg.com	Cheng Dong Tel. +86 (21) 2212 3410 cheng.dong@kpmg.com	Barbara Forrest Tel. +852 2978 8941 barbara.forrest@kpmg.com	Benjamin Pong Tel. +852 2143 8525 benjamin.pong@kpmg.com
	Tiansheng Zhang Tel. +86 (10) 8508 7526 tiansheng.zhang@kpmg.com	David Huang Tel. +86 (21) 2212 3605 david.huang@kpmg.com	Dylan Jeng Tel. +86 (21) 2212 3080 dylan.jeng@kpmg.com	Daniel Hui Tel. +852 2685 7815 daniel.hui@kpmg.com